

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 平成 30 年 3 月 21 日～平成 33 年 3 月 20 日 (3 年間)

2. 内容

【目標 1】 育児関連諸制度の周知をはかる

対策	平成 30 年 3 月～5 月	法に基づく諸制度の調査。法人独自の制度の検討
	平成 30 年 5 月	産休、育休に関する制度を職員に周知する

【目標 2】 育児休業者の職場復帰支援の拡充および徹底をはかる

対策	平成 30 年 5 月～7 月	育児休業復帰支援プランを作成する。
	平成 30 年 7 月～	産休育休対象職員へ適用する。

平成 30 年 3 月 20 日策定

社会福祉法人 小羊会